

弁護士報酬等基準（学校法務・教育行政）

弁護士小美野達之（大阪弁護士会 登録番号 46625）の弁護士報酬等基準（学校法務・教育行政¹）は、以下のとおりです²。本基準に規定のない事項は、弁護士小美野達之の弁護士報酬等基準（一般）によります。

学校法務・教育行政関係事件につきましては、日本司法支援センター（法テラス）を通じての受任をお断りしていますので、ご了承ください。

目次

第1	教育行政・学校関係法律相談	3
1	初回法律相談料	3
2	継続法律相談料	3
第2	教育行政・学校関係事件（裁判手続外）	3
1	法律関係調査（事実関係調査を含む）	3
(1)	国公立学校に関するもの	3
(2)	私立学校に関するもの	3
2	学校・学校設置者（教育委員会・学校法人）との交渉	3
(1)	国公立学校に関するもの	3
(2)	私立学校に関するもの	3
3	学校関係者又は教育委員会担当者との面談への同席・助言	3
4	非開示・非公開決定に対する行政審査法に基づく不服申立て	3
(1)	着手金	3
(2)	報酬金（開示又は公開された文書の数、性質により以下の金額）	3
第3	教育行政・学校関係事件（裁判手続）	4
1	行政文書の非開示・非公開決定に対する取消訴訟（第一審）	4
(1)	着手金	4
(2)	報酬金（開示又は公開された文書の数、性質により以下の金額）	4
2	行政文書の非開示・非公開決定に対する取消訴訟（控訴審・上告審）	4
(1)	着手金	4
(2)	報酬金	4
3	児童、生徒及び学生への退学処分に対する取消訴訟又は地位確認請求訴訟等（第一審）	4
(1)	国公立学校に関するもの	4
(2)	私立学校に関するもの	4
4	児童、生徒及び学生への退学処分に対する取消訴訟又は地位確認請求訴訟等（控訴審・上告審）	4
(1)	国公立学校に関するもの	4
(2)	私立学校に関するもの	4
5	教職員への懲戒免職処分又は懲戒解雇に対する取消訴訟又は地位確認請求訴訟（第一審）	4

¹ 教育行政・学校関係事件とは、地方教育行政に関する法律、学校教育法1条にいう「学校」の設置者又は教職員が当事者である紛争を言います。

² 教育行政・学校関係法律相談以外は、原則として法律相談を行った後、弁護士報酬等見積書を作成させていただき、委任契約書を締結してから事件処理を行います。報酬等は全て消費税別の金額です。

5		
(1)	着手金	5
(2)	報酬金	5
6	教職員への懲戒免職処分又は懲戒解雇に対する取消訴訟又は地位確認請求訴訟（控訴審・上告審）	5
(1)	着手金	5
(2)	報酬金	5
7	金銭の請求訴訟（第一審）	5
(1)	着手金	5
(2)	報酬金	5
8	金銭の請求訴訟（控訴審・上告審）	5
(1)	着手金	5
(2)	報酬金	5
第4	教育行政・学校関係保全執行申立事件等	5
1	保全申立事件（審尋又は口頭弁論を経ない場合）	5
(1)	着手金	5
(2)	報酬金	6
2	保全申立事件（審尋又は口頭弁論を経る場合）	6
(1)	着手金	6
(2)	報酬金	6
3	民事執行事件	6
(1)	着手金	6
(2)	報酬金	6
4	執行停止事件	6
(1)	着手金	6
(2)	報酬金	6
第5	顧問料	7
1	地方公共団体の場合（教育行政・学校関係分野に限る。）	7
2	国立大学法人・公立大学法人の場合（法人運営を含まない。）	7
3	学校法人の場合（法人運営を含まない。）	7
4	スクールロイヤー（代理業務、いじめ調査業務を含まない。）	7
第6	いじめ調査委員、第三者委員	7
1	死亡事案の場合	7
2	死亡以外の重大事態の場合	7
3	その他の場合	7

第1 教育行政・学校関係法律相談

- 1 初回法律相談料
法律相談料 60分まで8000円、以降30分までごとに8000円
- 2 継続法律相談料
法律相談料 30分までごとに8000円

第2 教育行政・学校関係事件（裁判手続外）³

- 1 法律関係調査（事実関係調査を含む）
 - (1) 国公立学校に関するもの
手数料（複雑・特殊でないとき） 10万円～⁴
手数料（複雑・特殊であるとき） 個別に判断いたします。
 - (2) 私立学校に関するもの
手数料（複雑・特殊でないとき） 20万円～
手数料（複雑・特殊であるとき） 個別に判断いたします。
- 2 学校・学校設置者（教育委員会・学校法人）との交渉
 - (1) 国公立学校に関するもの
 - ア 着手金
10万円～
 - イ 報酬金
20万円～
 - (2) 私立学校に関するもの
 - ア 着手金
20万円～
 - イ 報酬金
30万円～
- 3 学校関係者又は教育委員会担当者との面談への同席・助言⁵
その他の報酬 2時間まで2万5000円、以降30分ごと8000円
- 4 非開示・非公開決定に対する行政審査法に基づく不服申立て⁶
 - (1) 着手金
20万円
 - (2) 報酬金（開示又は公開された文書の数、性質により以下の金額）
20万円～

³ 教育行政・学校関係事件は、原則として法律関係調査から受任させていただき、当初から訴訟・調停その他の法的手続では受任しないこととしております。

⁴ 非開示・非公開決定に対する不服申立て、行政訴訟は含まれません。

⁵ 単独でのご依頼はできません、法律関係調査又は学校・学校設置者との交渉と合わせてご依頼ください。

⁶ 国公立学校の場合に限られます。

第3 教育行政・学校関係事件（裁判手続）

1 行政文書の非開示・非公開決定に対する取消訴訟（第一審）

- (1) 着手金
20 万円
- (2) 報酬金（開示又は公開された文書の数、性質により以下の金額）
20 万円～

2 行政文書の非開示・非公開決定に対する取消訴訟（控訴審・上告審）

- (1) 着手金
個別に判断いたします。
- (2) 報酬金
個別に判断いたします。

3 児童、生徒及び学生への退学処分に対する取消訴訟又は地位確認請求訴訟等（第一審）

(1) 国公立学校に関するもの

- ア 着手金
50 万円～
- イ 報酬金

医学部（大学院を含む）の場合	300 万円
薬学部、獣医学部、歯学部（大学院を含む）の場合	200 万円
その他の学部（大学院を含む）の場合	150 万円
高等専門学校、中学校、小学校の場合	100 万円
高等学校の場合	50 万円

(2) 私立学校に関するもの

- ア 着手金
100 万円～
- イ 報酬金

医学部（大学院を含む）の場合	500 万円
薬学部、獣医学部、歯学部（大学院を含む）の場合	400 万円
その他の学部（大学院を含む）の場合	250 万円
高等専門学校、中学校、小学校の場合	200 万円
高等学校の場合	100 万円

4 児童、生徒及び学生への退学処分に対する取消訴訟又は地位確認請求訴訟等（控訴審・上告審）

(1) 国公立学校に関するもの

- ア 着手金
個別に判断いたします。
- イ 報酬金
個別に判断いたします。

(2) 私立学校に関するもの

- ア 着手金
個別に判断いたします。
- イ 報酬金
個別に判断いたします。

5 教職員への懲戒免職処分又は懲戒解雇に対する取消訴訟又は地位確認請求訴訟（第一審）

(1) 着手金

直近 2 年分の給与等を経済的利益の額として以下のとおり。

300 万円以下	8%（最低額 10 万円）
300 万円を超え 3000 万円未満	5%+9 万円
3000 万円を超える	3%+69 万円

(2) 報酬金

バックペイ、慰謝料等及び直近 2 年分の給与等の合計を経済的利益の額として以下のとおり。

300 万円以下	16%（最低額 10 万円）
300 万円を超え 3000 万円未満	10%+18 万円
3000 万円を超える	6%+138 万円

6 教職員への懲戒免職処分又は懲戒解雇に対する取消訴訟又は地位確認請求訴訟（控訴審・上告審）

(1) 着手金

個別に判断いたします。

(2) 報酬金

個別に判断いたします。

7 金銭の請求訴訟（第一審）

(1) 着手金

300 万円以下	30 万円
300 万円を超え 3000 万円未満	7.5%+7 万 5000 円
3000 万円を超え 3 億円未満	4.5%+97 万 5000 円
3 億円を超える	3%+645 万円

(2) 報酬金

300 万円以下	60 万円
300 万円を超え 3000 万円未満	15%+15 万円
3000 万円を超え 3 億円未満	9%+195 万円
3 億円を超える	6%+1290 万円

8 金銭の請求訴訟（控訴審・上告審）

(1) 着手金

個別に判断いたします。

(2) 報酬金

個別に判断いたします。

第 4 教育行政・学校関係保全執行申立事件等

1 保全申立事件（審尋又は口頭弁論を経ない場合）

(1) 着手金

300 万円以下	4%（最低額 10 万円）
300 万円を超え 3000 万円未満	2.5%+4 万 5000 円
3000 万円を超え 3 億円未満	1.5%+34 万 5000 円
3 億円を超える	1%+184 万 5000 円

(2) 報酬金 ⁷	
300万円以下	4%（最低額 10万円）
300万円を超え 3000万円未満	2.5%+4万 5000円
3000万円を超え 3億円未満	1.5%+34万 5000円
3億円を超える	1%+184万 5000円
2 保全申立事件（審尋又は口頭弁論を経る場合）	
(1) 着手金	
300万円以下	4.3%（最低額 10万円）
300万円を超え 3000万円未満	3%+5万 4000円
3000万円を超え 3億円未満	1.8%+41万 4000円
3億円を超える	1.2%+221万 4000円
(2) 報酬金 ⁸	
300万円以下	4.3%（最低額 10万円）
300万円を超え 3000万円未満	3%+5万 4000円
3000万円を超え 3億円未満	1.8%+41万 4000円
3億円を超える	1.2%+221万 4000円
3 民事執行事件 ⁹	
(1) 着手金	
300万円以下	4%（最低額 10万円）
300万円を超え 3000万円未満	2.5%+4万 5000円
3000万円を超え 3億円未満	1.5%+34万 5000円
3億円を超える	1%+184万 5000円
(2) 報酬金	
300万円以下	4%（最低額 10万円）
300万円を超え 3000万円未満	2.5%+4万 5000円
3000万円を超え 3億円未満	1.5%+34万 5000円
3億円を超える	1%+184万 5000円
4 執行停止事件	
(1) 着手金	
300万円以下	4%（最低額 10万円）
300万円を超え 3000万円未満	2.5%+4万 5000円
3000万円を超え 3億円未満	1.5%+34万 5000円
3億円を超える	1%+184万 5000円
(2) 報酬金	
事件が重大・複雑な場合に限り、経済的利益の額に応じて以下のとおり。	
300万円以下	4%（最低額 10万円）
300万円を超え 3000万円未満	2.5%+4万 5000円
3000万円を超え 3億円未満	1.5%+34万 5000円

⁷ 保全申立事件により本案の目的を達成した場合又は和解が成立した場合には、通常訴訟事件（第一審）の報酬金を基準とします。

⁸ 保全申立事件により本案の目的を達成した場合又は和解が成立した場合には、通常訴訟事件（第一審）の報酬金を基準とします。

⁹ 本案事件とは別途の受任となります。

3 億円を超える

1%+184 万 5000 円

第5 顧問料

- 1 地方公共団体の場合（教育行政・学校関係分野に限る。）

顧問料（都道府県・政令市）	月額 30 万円～
顧問料（市）	月額 20 万円～
顧問料（町村）	月額 15 万円～

- 2 国立大学法人・公立大学法人の場合（法人運営を含まない。）

顧問料（附属学校あり）	月額 10 万円～
顧問料（附属学校なし）	月額 5 万円～

- 3 学校法人の場合（法人運営を含まない。）

顧問料	月額 5 万円～
顧問料（幼稚園のみ）	月額 3 万円～

- 4 スクールロイヤー（代理業務、いじめ調査業務を含まない。）

顧問料	月額 3 万円～
-----	----------

第6 いじめ調査委員、第三者委員

- 1 死亡事案の場合

時間制	1 時間 5 万円～
-----	------------

- 2 死亡以外の重大事態の場合

時間制	1 時間 3 万円～
-----	------------

- 3 その他の場合

時間制	1 時間 2 万円～
-----	------------

以 上